

○総務省告示第二百五十九号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、搜索救助用位置指示送信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的條件を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

総務大臣 原口 一博

一 構造及び性能の条件

平成二十一年総務省告示第五百六十五号（搜索救助用位置指示送信装置の技術的條件を定める件）第二項第一号及び第三項の條件に適合すること。

二 機械的及び電気的條件

平成二十一年総務省告示第五百六十五号第一項及び第二項（第一号を除く。）の條件に適合する  
こと。